



<担当課>

雲仙市 総務部 政策企画課

TEL 0957-47-7709

FAX 0957-38-3514

● 「チョイソコうんぜん」について

- (1) 雲仙市では、新たな公共交通網整備として、予約型乗り合い送迎サービス「チョイソコうんぜん」の運行を進めていきます。本事業はスポンサー各社様のご協力の下、雲仙市が指定する地域内において、旅客自動車運送事業者が、会員規約にもとづき会員登録をされた方（以下「会員」という。）を乗り合いの形態により特定の目的地に定額運賃で運送するサービス（以下「本サービス」）です。

【サービス概要】

地域	<p>【エリア1】 国見・瑞穂 【エリア2】 吾妻・愛野 【エリア3】 千々石・小浜（一部） 【エリア4】 小浜（一部）・南串山 ※乗り換えによりエリアをまたぐ移動も可能 ※各エリア7人乗り（利用者6人まで）1台運行</p>
運行日程	<p>9：00～17：00 ※月曜から土曜（祝日、年末年始、その他市が定めた運休日を除く。）</p>
乗客	<p>会員（会員規約にもとづき会員登録をされた方）</p>
運賃	<p>1回 200円 ※乗り換えた場合は、有料（1乗車につき200円） ※高齢者福祉タクシー助成券等利用可。（1回の乗車につき1枚100円）</p>
停留所	<p>ゴミステーション、公民館、公共施設、スポンサー様敷地など</p>
旅客自動車運送事業者	<p>域内の旅客自動車運送事業者（9事業者） ①国見港湾観光タクシー ②本多観光バス・タクシー（国見営業所） ③瑞穂タクシー ④エキマエタクシー（愛野営業所） ⑤今坂タクシー ⑥小浜温泉タクシー ⑦小浜観光タクシー ⑧平成観光（雲仙営業所） ⑨南串山タクシー</p>

- (2) 運行において、旅客自動車運送事業者は、会員の希望に応じて、会員をスポンサー様（停留所の提供を希望しないスポンサー様を除く）の営業所・店舗・公共施設等（以下「営業所等」）に所在する停留所に運送します。
 ただし、会員のスポンサー様の営業所等への立寄りまたは利用を保証するものではありません。
- (3) 本サービスの円滑な運営のため、停留所の設置および維持管理を行い、また、本サービスの目的に適合する範囲において、スポンサー様の希望に応じて、別に定める方法で、スポンサー様の広告宣伝を会員に告知します。

●スポンサー様によるご協力のお願い

スポンサー様には、以下のとおり運行にご協力下さいますようお願いいたします。

- ① 通行、会員の乗降および待機に支障のない場所を、停留所としてご提供下さい。
ただし、停留所の提供を希望しないスポンサー様については、この限りではありません。
- ② 市が設置する停留所（表示）の掲示についてご協力ください。
- ③ スポンサー様の営業所等に、本サービスの利用申込書・資料等を備え置き頂き、顧客から問合せがあれば、チョイソコセンターの連絡先をご案内下さい。
- ④ 運行遅延、急遽の運休が発生した時は、チョイソコセンターから予約された会員へ連絡することとしておりますが、当該会員への連絡が取れない場合であってスポンサー様に設置した停留所をご利用される会員がおられる場合、スポンサー様の停留所でお待ちの会員にチョイソコセンターからの連絡事項をお伝えして頂きますようお願いいたします。
- ⑤ スポンサー様の停留所において、会員の体調不良、事故、その他緊急的な事態を確認された時は、チョイソコセンターへお知らせ願います。
- ⑥ スポンサー様の営業所等の従業員等、本サービスに関わる可能性のある方々に、スポンサー様にご協力頂く内容をご周知願います。
- ⑦ 本サービスについての利用者のお声を市へお聞かせください。

●スポンサー契約条件

スポンサーとなることができる者は、高齢者・障がい者をはじめとして市民皆様の健康増進及び外出支援を目的とした本事業にご賛同いただき、停留所（住宅地停留所および外出目的先となる事業者停留所）の設置に協賛金をご負担いただける法人（個人事業者）、協会（組）、グループ（個人）が対象となります。ただし、下記に該当する場合はスポンサーとなることができません。

（スポンサー契約対象外の事業者等）

- ① 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」第2条第1項に定める風俗営業、またはこれに類似するものに係る業種・事業者
- ② 消費者金融および高利貸しに係る業種・事業者
- ③ 債権の取立て、示談の引受け等に係る業種
- ④ ギャンブル（宝くじを除く）に係る業種・事業者
- ⑤ 法令等に定めのない医療に類似する行為に係る業種・事業者
- ⑥ 破産手続、民事再生手続、特別清算手続、会社更生手続その他の倒産手続の申立てを行い、又はこれらの申立てを受けている事業者
- ⑦ 暴力団等、反社会的勢力に該当し、または反社会的勢力との関係があると疑われる業種・事業者
- ⑧ 法令等に基づく必要な許認可等を受けることなく業を行う事業者
- ⑨ 各種法令に違反している事業者
- ⑩ 前各号の他、市が適当でないと判断するもの

●秘密保持および個人情報の保護

スポンサー様が個人情報を知り得た場合、法令に則り適正にお取り扱いください。

● スポンサー料および支払条件

停留所の設置の対価または住宅地停留所への協賛として、停留所設置およびスポンサー様広告提供に関するスポンサー料を以下のとおり頂きます。

また、左記に定める協力を行うにあたってスポンサー様に生じた費用は、スポンサー様でご負担下さい。

スポンサー料：ご希望プランに基づき、両者で合意した料金

支払条件：一括払い又は分割払い

※請求書を受領した月の月末まで。請求書はその月の10日までに発送。

振込先：(金融機関名) 十八親和銀行 本店営業部

(口座種別) 当座 (口座番号) 0301335

(口座名義) 長崎トヨペット株式会社

※「長崎トヨペット株式会社」は、市と「チョイソコうんぜん」の共同運行の協定を締結した事業者です。

● 運行の前提条件および終了等

「チョイソコうんぜん」下記内容に基づき、運行しております。

(運行の前提条件)

- ① 運行の実施および継続は、監督官庁、自治体、業界団体、その他の機関の許認可および承諾を得られること、および法令遵守の対応ができていることを条件としております。

(運行の終了)

- ① 運行は、市の判断により、中止することがあります。
- ② 運行を中止した場合は、雲仙市ホームページにてお知らせいたします。

● 責任の制限

本サービスの運行管理は旅客自動車運送事業者が行いますので、下記内容によりスポンサー様が損害を被った場合、市は何らの責任を負いません。

(市の責任によらない事項)

- ① 旅客自動車運送事業者の故意または過失によりスポンサー様が損害を被った場合
- ② 市の故意または過失によらずにスポンサー様が損害を被った場合
- ③ 上記に定める運行の前提条件の不成就もしくは運行の終了①に定める運行の中止によりスポンサー様が損害を被った場合

● スポンサー契約の終了

スポンサー契約を終了する場合は、下記内容のとおりご対応ください。

- ① 契約期間を以てスポンサー契約を終了したい場合
 - ・ 契約終了に係る手続等はありません。
- ② 契約期間中にスポンサー契約を終了したい場合
 - ・ 契約終了予定の1カ月前までに雲仙市政策企画課(0957-47-7709)にお電話ください。
 - ・ その翌月にスポンサー契約の終了の手続を行います。
 - ・ スポンサー契約の終了の手続を行った月からのスポンサー料は発生いたしません。

※スポンサー様が提供した停留所は、会員への停留所廃止の周知及び停留所の撤去の完了をもって廃止となり、スポンサー契約も終了します。

※市が設置した停留所の看板については、スポンサー様で撤去いただきますようお願いいたします。

チョイソコうんぜん スポンサー申込書

プラン	料金 (月額)	特典	ご希望 プラン
ダイヤモンド	80,000 円	①停留所設置 ②車両外部での社名広告 ③広告動画放映(車内タブレット) ④車内へのチラシ設置 ⑤ケーブルテレビCM放映(一面広告) ※①停留所は、エリア内店舗(支店等の系列店含む。)に設置可。(店舗数上限なし) ※②車両外部での社名広告は、4車両(4エリア)に設置可。(広告面積:大) ※8店舗(支店等の系列店を含む。)以上に停留所を設置する場合、上記にかかわらず、シルバープランと同内容となります。 ※このプランは、 <u>6箇月以上の契約が必要</u> となります。	
プラチナ	50,000 円	①停留所設置 ②車両外部での社名広告 ③広告動画放映(車内タブレット) ④車内へのチラシ設置 ⑤ケーブルテレビCM放映(一面広告) ※①停留所は、エリア内店舗(支店等の系列店含む。)に設置可。(12店舗以内) ※②車両外部での社名広告は、3車両(3エリア)に設置可。(広告面積:中) ※6店舗(支店等の系列店を含む。)以上に停留所を設置する場合、上記にかかわらず、シルバープランと同内容となります。 ※このプランは、 <u>6箇月以上の契約が必要</u> となります。	
ゴールド	30,000 円	①停留所の設置 ②車両外部での社名広告 ③車内へのチラシ設置 ④ケーブルテレビCM放映(一面広告) ※①停留所は、エリア内店舗(支店等の系列店含む。)の設置可。(6店舗以内) ※②車両外部での社名広告は、2車両(2エリア)に設置可。(広告面積:小) ※4店舗(支店等の系列店を含む。)以上に停留所を設置する場合、上記にかかわらず、シルバープランと同内容となります。 ※このプランは、 <u>6箇月以上の契約が必要</u> となります。	
シルバー	10,000 円	①停留所の設置 ②ケーブルテレビCM放映(社名のみ) ※①停留所設置は、エリア内の店舗に1箇所。	
ブロンズ	5,000 円	①停留所の設置 ②ケーブルテレビCM放映(社名のみ) ※①停留所設置は、エリア内の店舗に1箇所。 ※本プランの対象は、(1)雲仙市内に主たる事業所を有し、(2)雲仙市商工会、南高医師会、島原南高歯科医師会のいずれかに加盟しており、(3)従業員等が10名未満である事業者様に限らせていただきます。	

- ① 停留所の設置箇所数 _____ 箇所(停留所を設置する店舗等の名称及び住所を添付してください。)
- ② スポンサーを希望する期間 令和 _____ 年 _____ 月 ~ 令和 _____ 年 _____ 月 (____カ月)
- ③ ご希望の支払い方法を「○」で囲んでください。
 ※原則、前払い(支払い期間の最初の月を含む。)とさせていただきます。
 (_____ 一括払い(年度ごと) ・ _____ 6箇月ごと ・ _____ 3箇月ごと _____)
- ④ ゴールド以上をご希望の場合、車両外部の広告希望エリア(エリア1 ・ エリア2 ・ エリア3 ・ エリア4)

- ・ブロンズプランを希望の場合、本申し込みにより雲仙市商工会、南高医師会、島原南高歯科医師会へ加入の状況等の確認を行うことに同意されたことといたします。
- ・振込手数料については、貴社にてご負担をお願いいたします。
- ・「ダイヤモンドプラン」、「プラチナプラン」及び「ゴールドプラン」をご希望される場合、希望期間が最低契約期間(6箇月)を満たさないときは、各特典を受けることはできません(継続を除く)。
- ・同一建物内に複数の事業所がある場合、ゴールド以上のプランについては、当該複数事業所で1口の申込みも可能です。この場合、ダイヤモンドは5事業所、プラチナは3事業所、ゴールドは2事業所を申込上限とし、車両外部での社名の広告、ケーブルテレビCM放映(一面広告)については、当該申込事業所の連名で掲載となります。

以上の内容について承知し、スポンサーとなることを申し込みます。

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

ご住所 _____ 〒 _____

事業者名 _____

代表者名 _____ 担当者名 _____

電話番号 _____ e-mail _____